

## 統合的リスク管理態勢の確認検査のポイント

### 1. 統合的リスク管理とは

金融機関の直面するリスクに関して、第一の柱でカバーされないものも含めて、それぞれのリスクカテゴリー毎（信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスク等）の方法で評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と対比することによって、自己管理型のリスク管理をする方法である。

「統合リスク管理」とは統合的リスク管理方法の中でリスクをVaR等の統一的尺度で計り、金融機関の経営体力（自己資本）と対比することによって、各リスクを統合して管理する方法のことである。

金融機関は自らの事業の規模・特性・リスクプロファイルに照らして適切な水準の管理態勢を構築する必要がある。

### 2. 主要検証項目

- ① 金融機関の事業の規模・特性・リスクプロファイルに見合った統合的リスク管理態勢（取締役会の認識、方針・規定の整備状況、組織・人員配置等）が適切に構築されているか検証する。
- ② 金融機関の直面するリスクを統合的に特定・評価・モニタリング・コントロールするリスク管理プロセスが適切に機能しているかを検証する。
- ③ 統合的リスク評価方法について前提条件、リスク計測モデルや計測値の正確性・妥当性が確保されているかを検証する。

### 3. 統合的リスク管理プロセスの検証上の留意点

統合的リスク管理態勢を検証するに当たっては、金融機関の事業の規模・特性・リスクプロファイルに加え、金融機関が採用しているリスク計測手法の複雑さや高度化の水準に見合った適切なリスク管理態勢が構築されているかを検証することが重要である。

なお、金融機関が採用すべきリスク計測手法の種類や水準は、金融機関の業務の多様性、直面するリスクの複雑さ、戦略目標の内容等によって決められるべきものであり、複雑または高度なリスク計測手法が、すべての金融機関にとって適切な方法であるとは限らないことに留意する必要がある。

検査官は金融機関による統合的リスク管理態勢の構築に向けた自発的な取組みを最大限に尊重しつつ、それが当該金融機関の規模やリスク特性に照らして適切かどうかを検証する。